# 申 立 書

1 家計急変事由				
以下の項目に該当するものす	<b>゙</b> べてに☑をして	こください。		
また、 <u>該当する事由に応じて</u>	(*)の書類等	(裏面参照)を提出して	ください。	
□減収	口失職	□被災		
(*収入見込証明書等)	(*離職票等)	(*減免通知書等)		
□死別・離婚	□疾病	□その他(		)
(*戸籍全部事項証明書等)	(*診断書等)			
2 申立内容				
2 中立内台 本内に保護者等の家計急変に	ニ至る事由を記 <i>入</i>	してください。		
(いつから、どのような理由			があったの	<b>か</b> 等)
【例】保護者等2人ともに住民税に	ニ課税があり、とも	に家計急変事由(失職、疾病)	がある場合	-
(申請者名) は2025年1月下旬	]に勤めていた会社:	が倒産し、2月から収入がな	くなった。現	在は
再就職しているが、昨年度に比べて	[給与が低く、今後	しばらくは収入が回復しない	見込み。	
(配偶者名)は2025年4月19	日に(病名)と診	断された。10月末まで休職( 	のため減収す	·る。
	申請者氏	<b>长名</b>		
		年	月	日
	<b>^</b> 1	L &		
	会社	I名		
	代表者	<b>省名</b>		印

- ※ 収入減及び疾病等による休職の場合は、お勤め先に証明を受けてください。
- ※ 個人事業主の方は、代表者として証明をしてください。

## 家計急変事由別の添付書類例

### □ 減収

- ・申立書
- ・所得課税証明書(個人用で控除額が確認できるもの)
- ・扶養親族全員の人数、年齢が確認できるもの(保険証等)
- ・(給与所得者の場合)家計急変後の給与所得見込証明書(減収が発生した月から向こう1年間分)(※) 提出できない場合は、家計急変後の会社発行の給与明細(減収が発生した月から3ヶ月分)
- ・(事業所得者の場合)急変後向こう1年間の事業所得見込証明書(※)

及び直近の確定申告書 B のコピー

※減収の発生が前年の場合、今年の1月から 12 月の(給与・事業)所得見込証明書を提出してください。

#### □ 失職

- ・申立書
- ・所得課税証明書(個人用で控除額が確認できるもの)
- ・扶養親族全員の人数、年齢が確認できるもの(保険証等)
- ・離職票2又は雇用保険受給資格者証(離職日、離職区分(離職コード)が確認できるもの)
  - ※自己都合退職の方は対象外です。

なお、病気やけがを原因とした失職は、疾病で申請できることがあります。

・離職後に再就職している場合は、会社発行の給与見込み証明書(向こう1年間分) 提出できない場合は給与明細(3ヶ月分)

#### □ 疾病による減収・失職

減収又は失職と同様の提出書類に加え、以下を提出してください。

- ・診断書(※)又は通院の事実がわかる書類(3ヶ月分)
- ※診断名、就労不能期間(いつからいつまでか。回復の目途が立たない場合はその旨を記載してあるもの)

#### □ 死別·離婚

- ・申立書
- ・所得課税証明書(個人用で控除額が確認できるもの)
- ・扶養親族全員の人数、年齢が確認できるもの(保険証等)
- ・戸籍全部事項証明書(親権者と子が確認できるもの)
  - ※家計急変後の所得を確認する書類は不要です。

#### □ 被災

- ・申立書
- ・所得課税証明書(個人用で控除額が確認できるもの)
- ・扶養親族全員の人数、年齢が確認できるもの(保険証等)
- ·罹災証明書

家計急変の事由や内容によって、必要な書類は異なります。 家計急変での申請を検討されている方は、高等学校等へお尋ねください。 上記以外にも書類の提出を依頼する場合があります。